

## 鳥居建仁先生の公務災害認定を求める要請書

### 過酷な長時間労働で身体障害 1 級、高次脳機能障害に

愛知県豊橋市石巻中学校元教諭の鳥居建仁先生は、2002 年 9 月学校祭の最中に脳内出血で倒れました。鳥居先生は生徒指導主事、陸上部顧問として過酷な長時間勤務が続き、学校祭前日は夜警のために学校に泊まり込み、校長室のソファで灯りを付けたまま仮眠し、翌日の学校祭で倒れたものです。

### 教職員の勤務実態を認めた画期的な名古屋地裁判決

判決は教職員の職務の特殊性から自主性、自発性、創造性に基づく職務遂行と、それによる成果の発揮が期待され、それがゆえに社会通念上必要と認められるものである限り、原告のした時間外勤務は、指揮命令権者の事実上の拘束力下におかれた公務にあたり、判断を示しました。

### 発症は過重な公務が引き起こしたと相当因果関係を認める

また、鳥居先生が倒れてから判明した「もやもや病」についても、基礎疾患を有していたとはいえ通常の勤務には耐えられるだけの心身の状態であり、過重な公務によって自然経過を超えて増悪し、脳出血の発症に至ったとして公務起因性を認めたものです。

### 文部科学省調査でも通常必要な業務が時間外に行われていると判明

文部科学省も 40 年ぶりに「教員の勤務実態調査」を行い、教職員の働き方の改善を求めています。教職員の多忙化を解消し安心・安全な教育環境こそ、将来を担う子どもたちにとっても大切なことと考えます。

**速やかに審理を終え、控訴棄却の判断をしていただきますよう、心よりお願い申し上げます。**

氏 名	住 所

取り扱い団体 鳥居先生の公務災害認定を求める会 （この署名は目的外は使用しません。）

〒440-0836 豊橋市飯村町字東川 17-2 杉林方 電話& F A X 0532-74-3618

# 高裁は控訴棄却の判断を！

## 一審の勝利判決を高裁でも認めて下さい

### 鳥居公務災害裁判とは

鳥居建仁さんは2002年9月13日(当時42歳)豊橋市立石巻中学校の学校祭の最中に脳内出血で倒れ身体障害1級、高次脳機能障害となりました。

被災前1週間の時間外は学校が認めたものでも44時間45分、1ヶ月前は119時間15分でした。公務災害申請をしましたが棄却され分限免職になりました。

鳥居さんは「ぼくは公務災害だ」と退職金を受け取らず「公務災害認定」を求めて提訴しました。

2011年6月29日名古屋地裁田近年則裁判長は「教職員は職務の特殊性から自主性・自発性・創造性を発揮しながら自から進んで職務を遂行する側面を持っている。」として鳥居さんが部活終了後の時間外勤務を公務と認め完全勝利を勝ち取りました。

しかし国は控訴！鳥居さんは控訴棄却を求めて闘っています。



(地裁判決日 2011. 6.29 鳥居建仁さん(左)と小林修弁護士)

### 公務該当性の判断基準

地裁判決は「教職員がやむを得ず、時間外勤務をしなければならなかったときは、社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づく指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれた公務にあたり、それは職務遂行に必要な付随事務についても同様というべきである。」として、学級担任、進路指導、陸上部顧問を始め学校祭前夜の夜警、夏休みの部活動、地域クラブの指導、教材研究など原告の主張を全面的に認めた判決です。

### 母として思うこと

鳥居愛子

2011年6月29日、名古屋地裁判決は息子の「公務災害」を認めてくれました。教員としてがんばって来たことが認められて本当にホッとしました。

みなさんのご支援に感謝し涙が溢れました。でも被告側に控訴されましたので喜びは2週間とわずかでした。わたしたち親子は、また裁判をしなくてはならないのかと思うと胸が押しつぶされる思いです。息子は何も悪くないのに、一生懸命に働いてきたのにと怒りがこみ上げます。高裁でも「公務災害」が認められるようにがんばるしかございません。高裁で控訴棄却の判決を願うばかりです。どうか引き続きご支援をよろしくお願い申し上げます。